# 18世紀~20世紀初頭のモンゴルの地方裁判制度の研究

額定其勞

京都大学大学院法学研究科 博士課程 (現 同大学白眉センター 特定助教)

#### 1. はじめに

前近代(社会主義化以前の)モンゴルの裁判制度は 近年最も盛んに研究されているモンゴル法制史のテーマ である。その背景には、法典の如く中央レベルで作られ た史料のみならず、当時のモンゴルの諸地方役所で作成 され保管されていた裁判記録文書のような地方文書の利 用も大いに可能になったという近年の研究実態がある。

筆者は2013年1月に京都大学に提出した博士学位申請論文(題目:「清代モンゴルの「旗」裁判制度の研究」)では、清代の内モンゴル(現中国・内モンゴル自治区)における三つの旗(清朝がモンゴルに設けた末端の行政組織)の裁判制度について、それぞれの旗の裁判史料を用いながら解明、考察した。しかし、モンゴル全体における地方裁判制度の構造を解明するには、そのほかに、ハルハ・モンゴル(現モンゴル国)やブリヤート・モンゴル(現ロシア連邦ブリヤート共和国)などの地域の裁判制度に関する研究調査も必要であった。

こうしたなか幸いにも三島海雲記念財団平成25年度 学術研究奨励金の助成を得、18~20世紀初頭のハルハ とブリヤート地方の裁判制度の研究調査が可能になっ た。この一年間における主な研究活動は、ロシア (Institute of Oriental Manuscripts of the Russian Academy of Sciences) とモンゴル (科学アカデミー歴 史研究所)、日本 (東洋文庫) における史料調査と、そ の研究成果を日本国内で開かれた二つの研究会で口頭発 表を行ったこと (第32回東洋法制史研究会夏合宿 [2013 年8月21日、於花乃丸 (愛知県)] と第2回近代中央ユー ラシア比較法制度史研究会 [2013年11月30日、於静岡 市産学交流センター]) である。

以下では、本プロジェクトより得られた研究成果を 要約しておく。

# 2. ハルハの裁判制度

ハルハは1691年に正式に清朝の統治下に入った。内

モンゴルと同様に、清朝はハルハ地方に盟旗制度を導入し、その結果前後併せて4つの盟・86の旗が設けられた。盟は旗の上位行政機関であり、それぞれが異なる数の旗を管轄していた。各旗の最高権力者は「ザサグ」と呼ばれる清朝から爵位と職権を授かった在地の世襲貴族であり、そのうち清朝に認可された者は盟長または副盟長の職を兼任することができた。盟の上位行政機関としては駐防官-理藩院-皇帝があった。こうしたハルハにおける盟旗制度および旗内における行政組織のあり方について、岡洋樹氏が詳細な研究を行っている<sup>1)</sup>。また、萩原守氏は旗の役所を基礎とした清朝国家裁判制度の運用実態について研究している<sup>2)</sup>。しかし筆者の問題関心は、岡洋樹氏が解明した「オトグ」や「バグ」等と称される旗内の伝統的な社会組織には裁判権があったのかどうかといった点にあった。

この問題を解明するための最も有用な手がかりは、 内モンゴルのいくつかの旗で発見されているような裁判 記録文書である。しかし、これまでの史料調査ではハル ハにおけるこの類の史料がほとんど見つかっておらず、 また、この種の文書がハルハの諸旗で元々作られていな かったのか、それとも作られていたが後に紛失したのか といった実態についても有力な手がかりが得られていな かった。ただ幸運なことに、ハルハの一部のザサグが自 らの旗に対して発布した布告文や、その旗民が盟に提出 した訴状が一部発見されており、それらの文書を併せて 見れば当時の旗内の裁判制度の大枠を把握することがで きる。すなわち、旗内で起きた軽微な事件や些細な紛争 については、オトグの長や有力貴族が処理することが実 態として可能であったのである。また、旗の役所での案 件審理は駐在中の役人がその共同体によって行っていた 実態もいくつかの旗について確認できた。これらの構造 は内モンゴルの場合とほとんど変わりがない。

では、同じく清朝統治下にあったハルハの裁判制度が内モンゴルのそれとどのような点で異なっていたのだ

ろうか。細かな異同が多数見られるが、最も大きな相違点としては、裁判権を含むハルハの王候たちの政治権力が内モンゴル一般に比べて大きかったであろうことである。と言うのも、ハルハは清朝へ降伏後も『ハルハ・ジロム』という法令集を自ら制定したほか、チベット仏教活仏ジェブツンダンバの役所では『ウラーン・ハツァルト』と称される判例集が作成されており、またこれらの法律の効力については清朝中央も一定程度認めていたからである。こうした実態の背景として次のことが考えられるだろう。つまり、ハルハが清朝に降伏した時は清朝がすでに中国本土を征服していたため、当時の清朝の軍事的な需要がその初期ほど大きくなかった。そのため、自ら進んで降伏してきたハルハに対し、清朝はやや温和な統治政策を採ったと考えられる。

### 3. ブリヤートの裁判制度

一方、北方のバイカル湖周辺に生息していたブリヤートに対し、ロシアは1625年頃から征服活動を開始し、1689年のネルチンスク条約をもってブリヤートを正式にその統治下に治めた。征服段階およびそれ以降、ロシア政府はブリヤート地域に次々と官憲を設けて現地における国家統治を担わせた。ロシアは最初の段階においてブリヤートの内部行政には干渉しない方針を採っていたが、非統治地域であるブリヤートの政治的・社会的安定を図る目的でブリヤートに対して段階的な法的整備を行っていった。その顕著な例は、軽微な案件はブリヤート人の統治者が自ら処理するものの、重大な刑事案件はロシア官憲へ移送するべきという裁判制度の設置である。

一方、ブリヤート人は内部において諸「部」によって編成され、その部は自らの規模に応じていくつかまたは一つの「オトグ」と呼ばれる下位集団を抱えていた。 史料上でよく知られる大きな部はホリとセレンガの両部であり、それぞれが11(時に14)と18(時に22)のオトグを管轄していたという。

まずホリ部について見てみよう。同部では「タイシャ」と呼ばれる部長のポストが三つ存在し、それぞれが「第一タイシャ」、「第二タイシャ」、「第三タイシャ」と称された。このうち「第一タイシャ」は総長に当たり、後者の二人はその補佐役であったという。各オトグには「ザイサン」と呼ばれる長が一名から数名おり、その下位に「シュレンゲ」というポストがいくつか設けられていた。オトグ長は集団内部の一切のことを掌る役目を

担っていたのに対し、シュレンゲは税の徴収のような雑 務を担当していたようである。

ついでセレンガ部についてであるが、同部には2人のタイシャがいた。部-オトグという基本構造の点ではホリ部と同様であるが、オトグ内の官制がホリの場合と異なる所があった。例えば、セレンガ部ではオトグ長のポストが特に設けられておらず、シュレンゲがその役を担っていたようである。また、ホリ部でオトグ長の職名として用いられる「ザイサン」が、セレンガ部では末端の役職である「十戸のザイサン」として使われていたのである。

かくして部-オトグ編成を基礎とするブリヤート社会 では、「チョールガン」と呼ばれる合議会による意思決 定機構が重要な政治的役割を果たしていたのであり、そ の一つが立法であった。ロシアの支配下に入った後、合 議会での立法の中身が書き写されるようになり、そうし てでき上がった法典の内容からは当時のブリヤートの裁 判制度を概観することができる。つまり、ホリ部では原 告は訴えを予め自らが所属する「二百」(原則200人の 成人男性からなる集団)の長に提起し、当事者がその 二百の長の判決に服すれば案件はその時その場で結審と なるのであった。しかし二百の長が当該訴訟を処理でき ない時には、その長は自ら近隣の二百の長を数人呼び寄 せて共同で当該案件の処理に当たった。もしそれでもな お処理できない場合にはタイシャに上申するのが通例で あったのであり、また当事者が自らタイシャへ上訴する ことも可能であった。一方、セレンガ部では、原告はま ず自らを管轄する十戸のザイサンに訴え、もしそこで処 理できない或いは当事者が当該判決に不服であれば上司 であるシュレンゲへ移送したり上訴したりすることがで きた。ところが、もしそのシュレンガもなお処理できな ければ、当該案件はタイシャの所に持ち込まれることに なるのであった。

## 4. 結びに代えて一帝国統治とモンゴル法

17世紀から18世紀の期間、モンゴルの全ての部族は 大清とロシアの二つの帝国の統治下に入っていった。君 主専制国家でありながらそれぞれが多数の民族集団を抱 えていたこの二つの帝国のモンゴル統治制度には、次の ような類似点が見られる。つまり、爵位と官職の付与 (または承認)を通してモンゴル固有の統治者の権力を 維持する一方、現地には帝国自らの官憲を設置し、同時 に専用法を制定した。また、多くの近代植民地政策にも 見られるように、モンゴル固有の統治権限を段階的に減らしていく点で両者は同様であった。

しかし、両者のモンゴル統治制度にはなお次のような異なる点が見られる。まず、清朝の統治者である満州 貴族はモンゴルの貴族とその建国初期の段階において強い軍事的な同盟関係を結んでいたのであり、またその後も弱くはなったもののその色彩を濃く残した。これに対し、ツァリスト・ロシアとブリヤートの関係はむしろ統治者と被統治者の関係にあった。ついで、清朝がモンゴルに対して盟旗制度の導入を通して軍事的な編成を行ったことと対照的に、ロシアはブリヤートに対して同様なことはほとんど実施しなかった。第三に、清朝は(その末期を除けば)モンゴルにおける漢人入植や漢人との通婚を禁止していたが、ロシアは現地へのロシア人の入植を奨励していた。

こうした異なる統治制度下におけるモンゴルの法は 異なる特徴を呈している。すなわち、清朝治下のモンゴルの法律に比べて、ブリヤートの法律の詳細化の程度は 高い。例えば、法律内容が細分化されていたほか、財産 刑の単位には清朝統治下のモンゴルに普遍的に見られる ような「九畜」単位が見られず、その代わりに数えやすい罰金単位が設けられていたのである。また、ブリヤート法にはロシアの立法を介してではあるが西洋法の影響が19世紀から見られる。例えば、「動産」や「不動産」の概念がブリヤート法の中に導入されていたほか、土地法が発達していた。こうした西洋法の影響は清朝治下のモンゴルには見られない。もちろん、清朝治下のモンゴルの土地法(特に耕地関係規範)は中国法の影響をかなりの程度受けていたのは事実であり、また一方ではブリヤートにはロシア土地法の影響もあったのだろう。

#### 謝 辞

本研究に対して奨励金を提供して下さった公益財団 法人三島海雲記念財団には心よりご感謝申し上げます。

#### 文 献

- 1) 岡 洋樹:清代モンゴル盟旗制度の研究,東方書店, 2007.
- 2) 萩原 守:清代モンゴルの裁判と裁判文書, 創文社, 2006